

連続講座

人事労務担当者基礎講習

実務に即した労働関係法令のポイントを解説します

主催 (一社) 三田労働基準協会 (幹事)・渋谷労働基準協会 (一社) 品川労働基準協会・(一社) 大田労働基準協会

労働基準法、労働安全衛生法、契約法、パート・有期労働法、派遣法、マイナンバー制、労災・雇用・社会保険など関係諸法令のポイント、及び人事労務管理の基礎について、社会保険労務士が解説します。改正された内容も含まれており、新たに人事労務担当者になった方にもお勧めする講習会です。

1 日時及び内容 【講習時間は、各日とも 10:00~16:00です】

第1日 2021年8月17日(火) 講師:北岡大介氏 (特定社会保険労務士・元労働基準監督官)

第2日 2021年8月18日(水) 講師:小室豊氏 (特定社会保険労務士)

第1日 8月17日 労働基準関係法、契約法、有期雇用特別措置法、パート労働法、派遣法

- 1 事業を始めるとき 7 万一労働災害が発生したときは
2 労働者を募集・採用するとき 8 解雇するとき・退職するとき(高齢者雇用安定法等)
(労働契約、有期労働契約の契約期間等) 9 未成年者を雇うとき
3 就業規則(作成義務、作成・変更手続き等) 10 女性労働者を雇うとき
4 労働時間・休憩・休日・休暇 11 パート労働者を雇うとき
(実態に合った労働時間制度、育児・介護休業等) 12 派遣労働者を派遣するとき・受け入れるとき
5 賃金(支払い方・決め方のルール割増賃金等) 13 労使間でトラブルが発生したときは
6 安全衛生に関する手続き 14 労働関係法令に関する主要改正の動向

第2日 8月18日 労災・雇用・社会保険

- 1 保険制度の基礎知識 4 労災に伴う社会保険の手続き
・全体像と関連法令整理 5 社会保険料・労働保険料の計算及び納付
・各保険の年割、月間スケジュール 6 健康保険給付の要と手続き
2 保険制度各法の相互関係 7 雇用保険給付の要と手続き
・国民年金、厚生年金、労災保険の関係 8 労災保険給付の要と手続き
・国民健康保険、健康保険、労働保険の関係 9 社会保険料率の決定の要
・労働基準法、労災保険、雇用保険の関係 10 社会保障制度のマイナンバーの取扱いについて
3 採用に伴う社会保険の手続き 11 その他

2 会場 三田労働基準協会1階 研修センター (裏面案内図参照)

港区芝4-4-5 (都営地下鉄三田駅A9出口徒歩1分・JR 田町駅三田口(西口)徒歩8分)

3 定員 20名 (先着順)

4 受講料(テキスト代・消費税込) 会員 1,000円 会員以外の方 13,000円

テキスト 労働関係法のポイント
社会保険・労働保険の基礎

5 申込み方法等 《第1日、第2日の日間連続受講していただきます。但し、受講者交代は相談ください。》

- ①受講申込:裏面「申込書」により三田労働基準協会までFax(03-3451-7692)して下さい。
②申込受付と受講料の振込:受講可能な場合は受講料を記入のうえ「受講票」として申込担当者にFax返信いたします。受講料は、8月10日(火)までに次の銀行口座にお振込み下さい(振込手数料はご負担願います)。10日までに受講料が振込まれない場合、申込受付を取り消させていただきます。

・銀行名:三菱UFJ銀行 田町支店 口座番号:普通預金 0397963
・口座名義:一般社団法人 三田労働基準協会 ・名義人住所:港区芝4-4-5
振込人名の前に講習会月日を記入ください(例 0817 〇〇カイシャ等)

- ③受講の取消:8月10日(火)までの取消しは受講料を全額返還いたします(振込手数料はご負担願います)。それ以降の取消しは返還できませんので予めご承知おきください。
④受講者は、Fax返信された受講票を当日持参し、受付にご提示ください。

6 新型コロナウイルス感染症予防のためマスク着用にて出席お願いします。また、感染症の状況によっては中止する場合があります。

7 問合せ先 (一社)三田労働基準協会 電話 03-3451-0901 Fax03-3451-7692

*この講習は城南労働基準協会協議会(三田・品川・大田・渋谷協会)の共催により開催し、幹事協会は三田労働基準協会です。